

那住行政書士事務所 業務案内・ご提案書



NAZUMI Certified Administrative Procedures Legal Specialist Office
mail : nazumi@nazumi-office.com tel : 045-654-2334 fax : 045-330-4093
HP : <http://nazumi-office.com> facebook : www.facebook.com/nazumi.office/
twitter : @Shiro_Nazumi

業務のご提案

著作権手続きサポートのご案内

著作権の専門家が行う安心の、著作権申請代行・手続き支援・裁定申請

面倒な著作権処理は**行政書士**にお任せください。

安心して著作権を利用するため、**国家資格者である行政書士が書類作成から申請までサポート**をいたします。

- ・国内申請 1件8,800円~
 - ・海外申請 1件22,000円~
- (税込み)

01 権利元の調査から許諾申請まで全て対応します

他人の著作物を利用するためには**適正な著作権処理**が必要となります。しかしながら、権利者の特定や、許諾申請先の調査等、実際に著作権処理を行う場合、多く面倒な手続きが待ち受けています。

当事務所は、そんな**面倒な手続きを皆様に代わってお引き受け**します。

権利処理を自ら行った場合、調査費用や人件費など、予想以上の費用がかかってしまします。**当事務所は他社が設定している登録料や管理料は頂戴せず、1件ごとに上記手続き費用+実費+著作権使用料という分かりやすい費用請求で作業を行わせていただきます。**処理コストの削減に当事務所をご活用ください。

02 文章・写真・グラフ、国内／海外、すべて対応

国語や英語の読解問題で使用する**文章作品（小説、評論等）、社会・理科などで使用する写真や図版など、すべての著作権処理を適切に行わせて頂きます。**また海外事情に詳しいスタッフもおりますので、海外許諾もお任せください。

03 著作権の問題解決、まずは”ご相談”から

学校で行った入学試験の二次利用、学習参考書での著作物利用、塾・予備校での利用……**著作権の利用について迷った場合は当事務所までご相談ください。**

私たちはこれまで、多くの大学・高校、進学塾等からご相談・ご依頼を頂き、著作権手続の業務を行ってきました。私たちの経験は、きっと皆さまのお役に立つと思います。

企業・法人の方から個人の方まで対応いたします。ご相談は無料です。また全国どの地域でも対応いたします。

まずはお気軽にご連絡ください。

04 権利者不明の場合の裁制度にも対応

国家資格者・行政書士だからこそできるサービスです。

調査を尽くしても著作権者が特定できない場合、「文化庁長官への裁制度」を利用し、著作物を利用する方法があります。

行政書士はこの「裁制度」の利用について、皆様に代わり代理で申請を行うことができます。

また行政書士は法律により「守秘義務」が課されており、皆様からのご依頼について秘密厳守で業務を進めてまいります。

05 法律に定められた「守秘義務」で事前相談も対応

学校の入学試験問題の作成には、厳密な「守秘義務」が求められます。入学試験実施にあたり、試験後のことや問題なく作問を行なうとしても、著作権のことなど簡単に外部に相談することはできません。しかしながら行政書士は、法律により「守秘義務」が定められていますので、秘密厳守でご相談頂くことが可能です。

そのため試験実施前の相談も、お気軽に尋ねください。

＜費用の目安＞

業務を行うにあたり以下の費用が発生いたします。詳しくお話を伺いましたあと、詳細なお見積りをご提出させていただきます。

・著作物取得に係る当事務所の報酬

国内への申請の場合

申請先が判明している場合 1件あたり 8,000円（税込み8,800円～）

申請先の調査が必要な場合 1件あたり 11,000円（税込み12,100円～）

・海外（英文）への申請の場合

申請先が判明している場合 1件あたり 20,000円（税込み22,000円～）

申請先の調査が必要な場合 1件あたり 30,000円（税込み33,000円～）

・著作物使用料（著作権者に支払う使用料）

著作権者により異なります。

具体的な作品がわかりましたら、詳細なお見積りも可能です。

＜お見積りに必要な情報＞

著作物の利用形態によって必要な情報は変わります。詳しくは当事務所までお尋ねください。

著作権者等不明の場合の裁制度について

調査をつくしても権利者がわからない場合、文化庁長官へ「著作権者不明の場合の裁定制度」への申請を行うことができます。

当事務所では裁定申請の代理申請も承っております。

・著作権者不明の場合の裁定制度申請

70,000円～
(税込報酬額￥77,000円～)

別途、申請手数料 6,900円～

CRIC公告掲載料 8,100円～

* 裁定結果に基づく供託金が必要となります。

* CRICへの申請を当事務所が代行して行う場合、

別途10,000円（税込11,000円）の報酬を頂戴します。

* 裁定結果に基づく供託を代理で行う場合、別途司法書士から報酬の請求を行わせて頂きます。

ご不明な点がございましたら、那住行政書士事務所までお尋ねください。

=====

那住行政書士事務所（神奈川県行政書士会所属）

〒225-0024 神奈川県横浜市青葉区市ヶ尾町1050-1

エルドマーニ20 701号

T E L 045-654-2334

F A X 045-330-4093

携帯 090-1123-5019

nazumi@nazumi-office.com

Homepage : <http://nazumi-office.com/>

=====

知財に詳しい行政書士がここにいます
適切に権利処理を行いトラブルを防ぐ
あなたの権利を守り、活かす

知的財産の保護・利用、ご相談ください

当事務所は著作権・知的財産権に関する契約・調査・コンサルティング業務に特に力を入れております。

自社の保有するプログラムやコンテンツなど様々な知的財産権を保護し、また有効に活用していくためには、各種法令に沿った適切な管理が必要です。そして他者のコンテンツ等を利用するためには、適正な権利処理が必要になります。コンテンツを保護する著作権法等の法令は頻繁に改正され、契約を締結する際は、最新の法令に的確に対応することも大切になってきます。

当事務所では、契約書作成やコンプライアンス構築等のご相談、各種手続きやコンサルティングなど、皆さまのご要望に応じて全面的にサポートいたします。

代表行政書士の那住史郎は10年以上に渡り、民間著作権エージェントにおいて、著作権業務の最前線におります。きっとあなたの権利を守り、活かすために、無用なトラブルを回避するためにお役にたてます。

お気軽にお問い合わせください。

あなたの芸術活動・創作活動を 法務家の視点からサポートします。

当事務所は作家・アーティストの方々の支援を積極的に行っています。

昨今、様々なメディアが発達し、作家・アーティストの方々が活動できるフィールドは、飛躍的に拡大しています。同時に、周辺の環境もより複雑になってきており、一つの契約が思わぬ影響を与える場合もあります。

また多種多様なメディアが複雑に交錯することで、作家・アーティストの方々の活動も、法的な注意を要する場面が増えてきています。

当事務所では、作家・アーティストの方々に対し、契約書作成の支援や、著作権管理のサポート、また各種助成金申請や、行政機関への届出など、様々な場面で、法務サービスを提供しております。



常に成長を続けて参ります。

最善・最良のサービスを提供するために
プロフェッショナルな行政書士事務所として

事務所紹介

当事務所は 2014 年 8 月、横浜市青葉区において設立された行政書士事務所です。2016 年 3 月には業務拡大の為、青葉区内で事務所を移転いたしました。

代表行政書士の那住史郎は、当事務所設立前より 10 年以上に渡り、民間の著作権エージェントに勤務し、様々な法務業務に取り組んで参りました。そのため、特に民事法務の分野においては、様々な業務知識を有しております。

また行政書士においては取り組む事務所が少ない、知的財産権の分野、作家・芸術家などアート関連への法務支援に関して積極的に取り組んでおります。これまで、クラシックバレエ団体、アートキュレーション団体、知財保護団体などと顧問契約を締結し、法務支援に取り組んでおり、その取組は各方面から評価を頂いております。

事務所開設以来、相続手続きや遺言書作成支援など個人のお客様に向けた業務も、多くの方にご高評頂いており、現在、着実に実績を伸ばしつつあります。

行政書士等の土業事務所は個人で開設している事務所が多くあります。そのため、個人の知識に依拠し分野によっては不得意な部門があつたり、また、代表行政書士に万が一の事があった場合、業務が停滞してしまう場合も見受けられます。

当事務所も、行政書士 1 名、スタッフ数名の個人事務所です。しかしながら、当事務所は複数の行政書士事務所・各種土業事務所・各種事業所と連携し、幅広い業務に敏速に対応できるようにしております。

当事務所が常に考えていること。それはどうしたらお客様に最善・最良のサービスを提供できるかということです。より、プロフェッショナルな事務所を目指し、常にネットワークを広げ、常に知識を積み重ね、成長を続けて参ります。



事務所概要

事務所名 : 那住行政書士事務所
 代表者 : 行政書士／特定行政書士 那住 史郎

主要取扱業務 : 著作権業務、契約書作成、会社設立、企業法務、
 相続手続き、遺言作成、各種許認可申請

事務所所在地 : 〒225-0024 横浜市青葉区市ヶ尾町 1050-1
 エルドマーニ 20 701 号

電話 : 045-654-2334
 ファックス : 045-330-4093
 Mail : nazumi@nazumi-office.com

営業時間 : 平日 午前9時～午後6時 (最終受付)
 ※上記営業時間外でも事前のご連絡で対応いたします。



■協力・提携事務所

行政書士川崎直美事務所 (東京都・中央区)
 行政書士福田事務所 (川崎・多摩区)
 ラフストーン (アート支援)
 CukiDesign (デザイン製作)
 行政書士富澤博事務所 (横浜・港北区)
 亀山敦志税理士事務所 (横浜・青葉区)
 合同会社にいくに保険サービス (保険代理店)

代表者紹介

代表者 : 行政書士／特定行政書士 那住 史郎

所属等 日本行政書士会連合会 (登録番号 14091736 号)
 • 国際・企業経営業務部知的財産部門専門員
 • 著作権教育 E ネットワーク 著作権伝道師

神奈川県行政書士会 (会員番号 4787)
 • 著作権相談員
 • 広報部副部長
 • 特定行政書士ワーキンググループ座長

神奈川県行政書士会緑支部
 • 支部長
 • 横浜市青葉区・都筑区・緑区
 区役所行政書士相談相談員

神奈川行政書士政治連盟
 • 緑支部支部長

横浜商工会議所 会員
 • 横浜商工会議所専門指導員



お問い合わせ・ご相談は
那住行政書士事務所へ

電話：045-654-2334
FAX：045-330-4093
mail：nazumi@nazumi-office.com

<http://nazumi-office.com/>



当事務所の相談・業務に対するモットー

- 1 できる限り丁寧に、わかりやすい言葉で説明を行うこと
- 2 法務の専門家である行政書士として、不法・不確かなアドバイス、業務は行わない
- 3 行政書士を皆様にとって身近な存在とし、気軽にご相談できる環境を整える
 - ・安心して相談できる、相談場所を提供する
 - ・費用を明確にし、わかりやすい料金体系を整える
 - ・業務完了までの道筋、期間を明確にわかりやすく伝える
- 4 可能な限りご依頼しやすい価格で業務を提供し、気軽に頼める行政書士を目指す